本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（法律第四八号）（デジタル庁）

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

1　基本理念

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制、災害対策その他の行政分野における利用の促進を図るとともに、行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならないこととした。（第三条第二項関係）

2　個人番号の利用範囲

㈠　別表第二を削り、別表第一を別表とするとともに、別表の各項の上欄に掲げる者（同表の当該各項の下欄に掲げる事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この㈠において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（4において「準法定事務処理者」という。）がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。4において同じ。）の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとした。（第九条第一項及び別表関係）

㈡　地方公共団体の長その他の執行機関は、社会保障、地方税又は防災に関する事務その他の事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとした。（第九条第二項関係）

3　国外転出者に対する個人番号カードの交付等

㈠　戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。）は、個人番号カードの作成に係る申請に併せて、領事官又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができることとした。（第一六条の二第三項関係）

㈡　㈠の申出をした者に対する個人番号カードの交付は、当該申出に係る領事官又は市町村長が、その者に対し、個人番号カードを引き渡すことにより行うこととし、この場合において、その者が、その者の氏名及び出生の年月日等が記載された書類であって政令で定めるものに係る者であることを確認する措置がとられた者以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、当該措置をとることとした。（第一七条第三項関係）

4　特定個人情報の提供の制限

別表の各項の上欄に掲げる者（準法定事務処理者を含む。以下この4において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この4において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるものが、特定個人番号利用事務を処理するために、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下この4において「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣に対し、当該利用特定個人情報の提供を求めた場合において、当該別表行政機関等又は法務大臣が情報提供ネットワークシステムを使用して当該利用特定個人情報を提供することを可能とすることとした。（第一九条第八号関係）

5　個人番号利用事務の追加

理容師、美容師、一級建築士等の免許に関する事務、自動車の変更登録に関する事務、外国人の在留資格に係る許可に関する事務等において個人番号を利用することができることとした。（別表関係）

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正関係

1　個人番号カードの表示・記載事項

㈠　個人番号カードの本人の写真について、申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合は表示しないこととした。（第二条第七項関係）

㈡　個人番号カード（外国人住民に係るものを除く。）の記載事項として、氏名の振り仮名を追加することとした。（第二条第七項第二号関係）

2　個人番号カードの送付等

㈠　住民基本台帳に記録されている者であって個人番号カードの作成に係る申請を市町村の長を経由して行うもの（当該市町村の長により一の3の㈡の措置がとられた者に限る。）のうち個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができることとした。（第一六条の二第三項関係）

㈡　㈠の申出をした者に対する個人番号カードの交付は、機構が、その者に対し、個人番号カードを送付することにより行うこととした。（第一七条第三項関係）

三　住民基本台帳法の一部改正関係

1　住民票及び戸籍の附票の記載事項

住民票（外国人住民に係るものを除く。）及び戸籍の附票の記載事項として、氏名の振り仮名を追加することとした。（第七条第一号の二、第一七条第二号の二及び第三〇条の四五関係）

2　別表に掲げる事務に準ずる事務を処理する者への本人確認情報の提供等

機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であって、別表に掲げる事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、一の2の㈡により個人番号を利用することができる事務であって当該事務の性質が当該別表に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該事務の処理に関し求めがあったときは、機構保存本人確認情報を提供することとした。（第三〇条の一五の二関係）

3　本人確認情報の提供を受けることができる事務の追加

理容師、美容師等の免許に関する事務、外国滞在の届出に関する事務等を機構保存本人確認情報の提供を受けることができる事務として追加することとした。（別表第一～別表第六関係）

四　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正関係

1　国外転出者の電子証明書の発行の申請に関する事項

戸籍の附票に記録されている国外転出者は、領事官及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、個人番号カード用署名用電子証明書及び個人番号カード用利用者証明用電子証明書の発行を申請することができることとした。（第三条の二第五項及び第二二条の二第五項関係）

2　署名用電子証明書の記録事項

署名用電子証明書（外国人住民に係るものを除く。）の記録事項として、氏名の振り仮名を追加することとした。（第七条及び第一六条の六関係）

3　電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検証者の義務